

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

「民事訴訟管理センター」からの 架空請求ハガキにご注意



↓送付されているハガキ見本

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け届っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月■日

民事訴訟管理センター

〒102-8688

東京都千代田区

消費者相談窓口 03-

受付時間 9:00~20:00



★アドバイス★

- 身に覚えがなければ連絡してはいけません。無視しましょう。
※ただし、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談することが重要です。裁判所の管轄地域・連絡先については、裁判所のホームページ内各地の裁判所でも確認することができます。
- 相手にこれ以上個人情報をつもらさないようにしましょう。
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、ハガキの差出人に連絡するのではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。



消費生活センターをご活用ください！



<出前講座を開催しませんか？>

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています。実際に県消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活相談員が講師となって、被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法などについてお話しします。

講座は無料です！町内会やPTAなどの集まり、高齢者を見守る立場の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。



★出前講座申込みの流れ★

- ①下記の申込先まで日程調整の電話を入れる。
※開催予定日の**1ヵ月以上前**にご連絡をお願いします。
- ②申込書をFAXで送る。
※申込書は県消費生活センターのホームページにあります。

<啓発資材を提供します>

DVDの貸出やリーフレットの配付などを行っています。**貸出や配付は無料**！在庫を確認しますので、下記の間合せ先にお電話ください。

DVDやリーフレットの内容は、県消費生活センターのホームページで紹介しています。



★出前講座・啓発資材の申込み・間合せ先★

TEL：022-261-5164

FAX：022-211-2959

★相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 月～金 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。（詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください）